

2 協力隊の発足前後

1 創設の動き

太平洋戦争の終結から十数年が経ち、わが国は、経済復興の足取りは順調で、高度成長期に差し掛かって国民の意欲も高まっていた。世界に目を向けると、米・ソ両大国を中心とする東西「冷戦時代」のさなかで、国際情勢は緊張しており、日本をはじめアジアも、このような情勢に取り込まれていたことは当然であった。

しかしアジアには、民族独立の機運が強く、次々に植民地が崩壊して独立国が誕生していた。わが国の若ものたちは、前節にもふれたところであるが、厳しい戦中・戦後の体験や、民族独立の動きへの理解などから、アジアの新しい状況に関心を強めていた。新興諸国の“国づくり”が深刻で容易ではない現状を知れば知るほど、それへの支援・協力を“若さ”を呼び起こした時代であった。

前述した「コロボプラン」による英連邦諸国の動き、米国の「平和部隊」創設とニュー・フロンティアの理念が、わが国の若ものたち、青年運動・青年団体に与えたインパクトは強烈であった。1960年代初めから半ばにかけて（昭和30年代後半に）、わが国にも「日本青年奉仕隊」（当時の仮称の一つ）を創設しようという動きが活発になってきた。当時の政権党である自由民主党の政務調査会に、そのための「臨時特別委員会」が設置され、国の政策として「奉仕隊」を創設する方向で論議が始まった。

このような若ものの熱望は、特にケネディ大統領の「大統領令」に基づく「平和部隊」創設によって加速された。また、政界においても、時の政府が積極的な構えを見せるなど、「奉仕隊」創設をめざすわが国の運動家たちにとって有利な状況

が現われ始めた。

1964年（昭和39年）1月の年頭、当時の池田勇人首相は、その施政方針演説の中で、「技術を身につけた我が国青少年を東南アジアなどの新興国に派遣し、相手国の青少年と生活、労働をともにしつつ、お互いの理解と友好を深めることは重要なことと考え、その準備をすすめている」と述べ、政策事業＝国の事業として、上記「奉仕隊」の創設方針が打ち出され、調査費が予算計上された。

2 調査団の派遣

昭和39年度（1964年4月～）に入り、具体的な取り組みが始まった。

まず、「日本青年奉仕隊」創設の趣旨を踏まえて、派遣対象国と想定される新興独立諸国の調査が開始された。この調査は（長い引用になるが）、「技術、技能を身につけた心身ともに健全な青年」の派遣が、「その国の社会的、経済的な開発発展のため、相手国の人々と生活と労働をともにしながら、各分野にわたって奉仕活動を行い、合わせて、「これら諸国との親善、相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資する」という、日本青年の「海外奉仕活動」が理解され、受け入れられ、相互理解、相互協力、親善の実を増進する可能性と、派遣について考慮しなければならない問題点を調査する、ことにあった。

外務省を中心として関係者が慎重審議した結果、調査対象国をアジア地域7ヵ国、アフリカ地域3ヵ国に決定した。調査団は、計10ヵ国に、4班22名の官、民、学識経験者を委嘱して派遣された。

このような事業を創設し海外協力の活動を行う

ということは、わが国の戦前・戦後を通じて初めてのことである。したがって、その協力手法、体制づくりなど、実施に際しての必要で的確な情報を収集・把握することが重要な第一歩であるという認識の上に、調査が行われた。同時に、派遣対象としている国々の理解と協調を得るための調査でもあった。

その結果、各国ごとにその特性、要請が明らかになり、受入条件、生活環境が把握され、実施の可能性は総合的に高いと判断された。

一方、国内においては、同じ1964年（昭和39年）10月に、総理大臣官房審議室が「国際青年奉仕隊に関する有識者調査」を実施した。

その実施対象者は、全国的な広がりがあり、都道府県青年団連合会幹部、高校以上の教育関係者、都道府県議会議員（文教委員）、同青少年教育関係部課長、婦人有識者等150名であった。その結果は、大多数が、条件付きを含めて奉仕隊派遣に賛成で、反対はごく少数の8名であった。

1960年代のわが国は、「安保反対闘争」に始まり、米軍基地問題や、石炭産業の衰退に伴う「三井三池争議」など、学生運動、労働運動が熾烈を極めていた。騒然とした世相の中で、若ものたちによる新興独立国への“国づくり”協力活動としての「日本青年海外協力隊」が創設に向かっていった。

3 「日本青年海外協力隊」の発足

(1) 事業開始へ

1965年（昭和40年）1月25日、衆議院本会議の施政方針演説で、当時の佐藤栄作首相は「わが国はアジア諸国民との接触を一層密にし、相互理解の増進に努めねばならない。このため私は機会をみて東南アジアを訪問し、各国首脳との接触を深めるとともに、経済技術協力等につき積極的話し合いを進めたい。なお、工業、農業等の技術を身につけた青少年の派遣準備を進める」と言明した。

同年4月20日、「日本青年海外協力隊事務局」が設置され、協力隊事業は、7,287万円の予算をもってスタートした。

この発足に至るまでに、協力隊事業創設にあたって、その実施母体をどうするかについて激しい議論があった。発足前年の1964年（同39年）12月に、前述した自民党の臨時特別委員会が「海外技術協力事業団」に業務委託するという大局的判断を決定していたので、同事業団は、1965年（同40年）1月20日に、「日本青年海外協力隊準備事務局」を設置し、事業開始に向けて準備を進めた。

Topics

なぜ「協力隊」という名称に

自由民主党政調会は1964年2月、外交部会に「海外協力奉仕隊に関する臨時特別委員会」を設置し、坂田道太代議士が委員長に任命された。

「日本青年海外協力隊」という名称は、同委員会で決定された訳だが坂田代議士はそのイキサツについて、協力隊の機関誌「若い力」第3号（1966年6月発行）の座談会「協力精神を哲学する」で次のように語っている。

「日本青年海外協力隊が誕生する際、“協力隊”としようか“平和部隊”としようかと、いろいろ議論した。その結果、米国の平和部隊にとらわれずに独自の“協力隊”とすることに決定。

その考え方は、平和部隊はややもすると上から持てるものが持たざるものに物を与えてやる。あるいは、自分たちの考えが一番正しいとして、潜在的に押しつける。そんなふうには開発途上の諸国からとられがちである。そのため、いろいろと功績をあげているにもかかわらず、非難されているようだ。そこで開発途上の国の人であれ、日本人であれ、一個の人格を持った人である以上、互いに人格を認め合い、同等の立場に立って協力し合おう。そういう考え方によって、“協力隊”という名称に落ち着いたのです」。

因みに坂田道太氏は、協力隊事業の産みの親の一人としてまた、名付け親としても有名である。

(2) 「協力隊要綱」と事業の性格

1965年（昭和40年）5月12日、外務省経済協力局長は、海外技術協力事業団理事長に対し、「日本青年海外協力隊要綱について」を通達し、業務実施の細部について指示が出された。要綱の内容は、自民党の臨時特別委員会および創設推進の関係者の論議の結果に沿って定められたものであった。

「要綱」中の目的には、「開発途上にある諸国の要請に基づき技術、技能を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し」と記され、「協力隊事業は相手国政府との合意にもとづいて実施される新しい国家的計画」と結んでいる。わが国の青年の海外活動として、画期的な事業の創設であった。

1960年代半ばの時代背景と、創設に至る経過を考えれば、この事業は、わが国の未来に大きい期待と願望を込めていると同時に、「国家的計画」とされ国の事業でありながら、各種の青年団体をはじめ民間“活力”が流れている活動体、運動体であるといえるであろう。

4 国内の協力支援体制

「日本青年海外協力隊」事業を進めるにあたっては、配慮を必要とし取り組まねばならないか？ ずの問題があったが、特に、国内内外に、この事業は、「なぜ始められたのか」、「目的は何か」、「何をするのか」、という基本的な事からについて理解されることが重要であった。

そのためにも、まず国内で、事業を進めていく基盤、支援体制づくりが、重要な緊急課題であった。その一つは、海外技術協力事業団の事業実施過程で、関係各省とさまざまな接触があった経過から、発足と相前後する1965年（昭和40年）5月に、「各省懇談会」を発足させたことである。さらに、民間の協力体制こそが協力隊事業にとって重要であり、発足直後の6月には、各産業界団体、青少年団体、教育関係、スポーツ関係、保健医療団体、大学等々の62団体で構成する「日本青年海外協力隊全国協議会」が結成された。この協議会は、民間の支援活動の中核として、全国にわたり、各種団体の末端に至るまで浸透し活動することになった。

Topics

協力隊員の間人像

「協力隊員の間人像」は協力隊事業の創設時、「新しい道を求めて一昭和40年度訓練計画」のなかで、初めて明らかにされたもの。協力隊参加、候補者として訓練を受けるものとしての「あるべき人間像」を次の通り具体的に、かつ实际的に深く示している。

- ①私利、私欲を超越して日本青年海外協力隊計画を推進するに必要な、ときにはいやな仕事、愉快でない仕事にもすすんでたずさわる人。
- ②生活の不便は勿論、孤独感におそわれ、身近に危険を感じる

ような状況下でも、適切な判断のもとに終始仕事に従事する情熱を持っている人。

- ③自分とともに仕事をする相手国の人達を理解し、融和し、他の隊員とも仲よく働くことの出来る人。
- ④肉体的に過重な労働を必要とする、またその活動分野を広く応用し、判断をあやまらず積極的に関心を以て行動出来る人。
- ⑤宗教、文化、民族的に異なった背景をもつ国の人達の見解、偏見に対処する態度、また、それらの国々の直面する問題の理解につとめようとする、豊かな人であること。
- ⑥わが国をよく理解し、わが国の正しい理解を他の国の人々にすすめていける人。

3

最初の隊員派遣と草創期の事業体制

1 事務局の発足と業務始動

1965年（昭和40年）4月、新宿区市ヶ谷本村町の「経済協力センタービル」内にあった海外技術協力事業団（略称・OTCA）の一室に協力隊事務局が設置された。

事務局は、協力隊事業の業務を内容的に、①管理業務、②広報啓発、③募集選考、④派遣前訓練、⑤海外派遣、の5段階に分けて進められたが、始まったばかりの事務局の業務運営には、システムといえるものがあるはずはなく、すべてが“ぶっつけ本番”であった。事務局長以下7名の職員は、休む暇もないありさまで、第一段階として、募集を兼ねた広報・啓発活動があった。創設運動当時からマスコミの好意的な支援もあり、広報・啓発活動は、比較的に成果があった。公募期間は短かったが、初年度の昭和40年度派遣定員50名に対し、応募者数は十数倍にも上った。選考は、事務局内に各界各層の有識者で構成する「選考委員会」を置き、第1次の書類選考で、技術力の判定を含め人物判定を重視して実施された。

さらに、隊員募集業務の進行と並行して、隊員受入国との折衝という最も重要な問題を抱え、内外同時進行の、いわば“両面作戦”の展開であっ

た。

すでに非公式の派遣要請国もあったが、最初の派遣となる40年度1次隊は、フィリピン、マレーシア、カンボディア、ラオスの4カ国に決定された。同年2次隊には、これら4カ国に加えて、アフリカ最初の派遣国となるケニアから新たな要請があり、派遣することとなったが、問題は、前述の「協力隊要綱」に決められている「派遣前訓練」の実施であった。事務局には、この時点で、当然のことながら、訓練施設があろうはずもなく、施設の借用に奔走しなければならなかった。

発足の当初は、万事が際どい運営状態で、機転を利かし苦肉の策に対処する能力を発揮しなければ、業務に支障を来すどころか、事業の存在さえ危ぶまれることになりかねず、“真剣勝負”の毎日であった。

2 訓練から出発まで

「協力隊要綱」には「6ヵ月ないし3ヵ月の派遣前訓練」の実施が規定されていた。

発足して4ヵ月経過の8月、事務局に「訓練室」が設置され、当時の海外移住事業団の「横浜移住センター」（横浜市磯子区根岸）を借用して実施するメドもようやく立ち、「訓練計画」が策定さ

Topics

JVC NEWS

隊旗と隊員バッジ

協力隊の隊旗は、日本青年海外協力隊の機関誌「若い力」創刊号でその図案が一般募集された。当時の公募要領によると、1)内容は協力隊の趣旨をよくあらわし、その隊旗にふさわしいものであり、2)締切は昭和40年（1965）8月15日、3)入選1名1万円、佳作各2名3千円となっている。ところが諸般の事情により募集締切が昭和41年3月31日まで延期されている。そして「若い力」昭和41年10月号で、“協力

隊の隊旗ができた”との記事が、写真入りで紹介されている。同記事によれば、隊旗の図案は「明るい青年の夢と希望と、そして世界の平和と繁栄に貢献しようという温かい、純心な気持ちを示しており、協力隊事業と誇りを象徴している」とのこと。

協力隊バッジの図案は、現在使用されている“隊旗”と同じものであり、同隊旗の公募結果に関する記事は見当たらない。因みに、隊員バッジ紹介記事によると、協力隊バッジの図案は「隊員の誇り」と「国際性」をシンボライズしたものだとのこと。

れた。

その訓練については、参考とすべきものは何もないといってよかった。協力隊のオリジナル訓練ということになる。当時、先にふれた米国「平和部隊」創設も一つの契機となって、ボランティア活動が世界的な広がりを見せており、20ヵ国近い国々が、国の活動、あるいは民間の活動として繰り広げていた。そのような他国のボランティア団体の活動と比較して、技術、技能を持った青年たちの海外活動という日本独特の方式を踏まえ、協力隊事業の基本理念に沿って訓練計画が検討・策定されていった。

3ヵ月の訓練を終了し、第1次隊として、4ヵ国に出発した隊員は26名であった。出発にあたって、協力隊事業の推進に格別のご関心を寄せておられた皇太子、同妃両殿下におかれては、東宮御所においてご接見を賜り、派遣される隊員一人一人とお言葉を交わされ激励された。このご接見は、その後も継続され、協力隊事業の重要な行事として現在に至っている。

第1次隊のうち最初に壮途についたのは、1965年（昭和40年）12月24日に羽田空港を出発したラオス派遣の男性3名、女性2名の計5名である。カンボディア、マレーシア、フィリピン派遣隊員は、翌66年の1月から2月にかけて相次いで赴任の途についた。

3 庁舎の完成と国内事業活動の整備

(1) 事業運営

海外技術協力事業団は、「日本青年海外協力隊」の発足に際し、この事業を、外局として位置づけ、予算、人事、事業運営は、事業団理事長と協力隊事務局長との間に「業務運営全般にわたりその権限を事務局長に委任」（他に2項）とする覚書が交わされ、それに基づいて実行された。これにより、協力隊事業は、名実ともに、OTCAの中で独自に自由な業務活動が約束され、事業の進展に合わせて諸業務の充実とシステム化が進められていった。

協力隊事務局の体制も、年々整備され、発足直後に実施第一課、同第二課の2課体制で始まった事務局は、2年後の1967年（昭和42年）に、総務、国内、海外の3課と訓練所に組織替えが行われ、また、タンザニア、ラオス、フィリピン3国に初の駐在員が派遣された。

発足4年目に入る1968年（昭和43年）3月には、渋谷区広尾に協力隊事務局および訓練所庁舎が完成し、本格的な活動体制が出来上がった。その頃の事務局は、職員も大幅に増員され、駐在員派遣国も増え、駐在員を補佐する調整員も含め、海外6ヵ国の事務所で隊員活動支援の活動を進めていた。

Topics

隊歌「若い力の歌」

協力隊の隊歌も「隊旗」と同様、協力隊の機関誌「若い力」の誌上で「歌詞」が公募された。

応募要領によると

- 1) 歌詞は、青年の情熱と技術をもって、開発途上にある各国の国づくり協力する協力隊の使命、意気を力強く高らかに謳歌するものであり、
- 2) 締切りは昭和42年2月10日、

- 3) 入選1点1万円、佳作2点各3千円となっている。

この「若い力の歌」がはじめて発表されたのは1968年3月27日、大手町のサンケイ会館国際ホールでの第1次隊（昭和40年度1次隊）22名による帰国報告会であった。

作詞やまだあきら、作曲古関裕而の両氏が紹介され、隊歌「若い力の歌」は古関氏の指揮、東京放送管弦楽団の演奏で藤山一郎氏が力強く歌っている。

(2) 都道府県の協力

協力隊事業は、その理念、主旨に則って活動するには、何よりも、国内の支援体制が大事であることを強調し、かつそれに配慮してきた。このため、自治省の協力を得て、全国46都道府県（当時、沖縄はなお米軍占領下にあった）に「協力隊事業への協力依頼」の文書を発送することができるようになり、昭和42年度中（1967年4月～68年3月）には、46都道府県の90%に「協力隊事業協力」の所管部課が決定された。

当時わが国では、海外渡航および外貨持ち出しの制限が続いていた。わが国の国情からみて当然であったとはいえ、隊員を海外に送り出す父兄にとってみれば心配事にほかならなかったから、「国の事業」としての在り方、存在感に理解を求めるには、都道府県をはじめ地方自治体の協力は欠くことができないものであった。

敗戦後の“名残り”があった頃である。戦争末期に悲惨な状況にさらされた沖縄県は、当時は米軍の占領下にあつて日本の施策権は及ばず、今日とは違って、「琉球」青年の協力隊参加の希望実現は、国際的な解決を要した。米国大使館を通じ、米国政府の好意的な取り計らいによって参加が許可され、昭和43年度には3名の隊員が参加している。ちなみに、沖縄県の本土復帰は、1972年（昭和47年）5月である。

4 啓発活動、事業の進展、 「運営諮問委員会」設置へ

協力隊事業の知名度は年を追って上がり、海外における隊員の活動が、マスコミの連日の報道によって知れ渡ってきた。事務局の広報・啓発活動の効果は高まった。当時のわが国の社会で、協力隊事業は、「国際化」そして「ボランティア活動」の一種の“代名詞”といえるほどに、馴染みあるものになりつつあった。

事務局の啓発活動には、国内の民間諸団体の惜しみない協力が多くなった。全国的に活動している「青年会議所」「ロータリー・クラブ」「ライオンズクラブ」等々が、協力隊事業との連携、理解の増進に大きい力となり、国内の支援基盤強化・整備に明るい見通しを開いていった。

事業の進展ぶりは、派遣国の増加になって現われた。

派遣国での隊員活動が評価を高めれば、その隣接諸国に波及効果が出始める。協力隊派遣を要請する国々が年々増加を見て、10年後の昭和50年度には、派遣協定（外務省所管の二国間「取極」交換公文）締結国は21カ国、隊員派遣中の国は20カ国に上った。

このような事業拡大に対処し、昭和45年度（1970年4月～）に「協力隊運営諮問委員会」が設置された。事業運営にあたり広く学識経験者の

Topics

JOCV NEWS

沖縄青年が初参加

協力隊事務局は事業創設以来、総理府を通じて、琉球政府ならびに米民政府と沖縄の青年が協力隊に参加できるよう話し合いを続けていたが、1967年6月、ようやく派遣可能となり昭和42年度第2次隊から参加することとなった。

募集・選考に関し具体的な手続き（方法）として、①琉球政府に志願者公募の事務取り扱いを依頼し、②協力隊事務局より琉球政府の担当窓口（総務局渉外課）に願書、パンフレットなど必要書類を送り、③志願者は琉球政府で応募手続きをもらう。④募集については琉球政府を通じて関係民間団体、教育

機関、青少年団体などに周知。⑤第1次選考（書類審査）は、願書を琉球政府を通じて送付してもらい、協力隊事務局で行う。⑥第2次選考（筆記、面接、身体検査）は那覇（琉球政府公務員研修所）で実施。⑦面接委員は琉球政府と協議のうえきめる。つまり、公募の啓発および願書の受け付けは、琉球政府が実施、書類審査は協力隊事務局で行う。続く面接などの選考は那覇で実施し、沖縄の関係者を選考委員にする。その結果を最終的に検討、選考を最終的にきめ、可否を発表する、という方式をとった。因みに協力隊初参加の3名はラオス2名（稱作、測量）、ケニア1名（電気）である。

意見を徴し、事業の活性化を図るためであった。第1回委員会は、1971年（昭和46年）1月に開催され、委員（50音順、肩書きは当時）は、牛尾治朗（ウシオ電機社長）、衛藤藩吉（東大教授）、今日出海（作家）、小倉謙（農地開発公団理事長）、丸山静雄（朝日新聞論説委員）の5氏であった。同委員会は、1973年（同48年）から「協力隊運営委員会」に改組され、「協力隊事業の運営に関する重要事項を審議する」ことになった。業務運営との関係は一層強まり、今日に至っているが、それに伴って委員にも漸次異動があり、隊員OBの代表も、つとに委員として参画している。

5 国際協力事業団の設立へ

協力隊事業は着実に進展し、国民的な評判も、また海外の評価も定着しつつあったが、前述のように、発足以来「協力隊要綱」によって運営され、事業の法的根拠を欠いている現実には変わりはなく、当事者・関係者は、いささかの“無力感”を感じる状況が続いてきた。事業が進展を重ねるにつれ、国民的支援を広げる上でも、海外活動を拡

大・強化する上でも、協力隊の法的な位置づけを求めて、海外技術協力事業団法の一部改正を考へるなど多様な動きがあったが、いずれも実現可能性は乏しく、結果として、拱手を余儀なくされていた。

1973年（昭和48年）末近く、国際情勢の変動、特にアジア地域のわが国への経済・技術協力への期待と願望の高まるなか、それに応えるため政府は、海外技術協力事業団、海外移住事業団等の海外協力機関を統合して、1974年（同49年）に「国際協力事業団/JICA」を設立することになった。

これにより、青年の海外ボランティア事業として独自にユニークな活動を続けてきた「日本青年海外協力隊」は、新事業団法の中で、その目的と性格が明文化されて、新たな展開局面を迎えることとなる。

Topics

アジア・アフリカ研究会（A・A研）

協力隊事業創設の2年後1967年8月に、協力隊事務局はアジア・アフリカ研究会（通称A・A研）を設置した。当時の設立趣意書によれば、研究会の目的は協力隊事業、ならびにアジア・アフリカ地域の諸問題に広く関心をもつ青年が、事業を通じてアジア・アフリカの新興国に対するわが国の立場を正しく認識するとともに、その開発に協力する青年の意識をかん養することである、と書かれている。

具体的な事業は ①講演会、映画会などの開催 ②研究・調査の発表 ③月刊誌（紙）の刊行 ④協力隊志願者の推せん

⑤隊員派遣国への会員による奉仕団の派遣など。

会員は ①地域部会 ②学校部会および ③各種団体の研究会をもって組織された。

A・A研設置後1年を経過した時点で、地域部会54グループ、学校部会57グループ、各種団体の研究会30グループ等あわせて141団体、1,274名が会員として参加している。

当時の協力隊機関誌「若い力」（現在の月刊誌クロスロード）は、A・A研メンバーの研究発表、広報、連絡等のために誌面（1ページ）を毎号提供するなどA・A研活動を積極的に支援している。

4 派遣事業サイクルの整備

青年海外協力隊事業は、我が国の政府開発援助事業の中でも、国民が直接参加できるという特色を持つ「国民参加型」の事業である。従って協力隊の35年は、いかに事業を広く国民に理解・認知してもらうかの歴史であった。

1 啓発活動

協力隊事業の発足当初から、「要請に見合った技術・能力を持った人材を募る」という募集の基本は変わらないが、知名度も募集広報予算も十分でない初期の頃は、募集といってもまず協力隊のことを知ってもらうことが先決。募集活動は、広報業務と表裏一体であった。

1974年（昭和49年）の国際協力事業団法成立に伴い、第21条（2）のハで、「海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること」がはっきりと業務の中に盛り込まれた。

当初は、月刊誌の発行、パネル展や講演会の開催、映画製作、ポスター、パンフレット類の制作等が中心であったが、事業団設立以降は、JICA国内機関や都道府県・育てる会・OB会の活動・マスコミの協力が活発になるに従い、広報行事はむしろ県やOB会が中心で実施されるようになった。協力隊事務局としてはそれらのための隊員活

動の写真、パネル、等広報資料の制作とマスコミへの取材協力、関係機関に対する便宜供与が中心となってきている。最近の特徴的な広報活動として次の業務を実施している。

◇中学生・高校生の訓練所訪問プログラム

中・高等学校における国際理解教育（開発教育）が叫ばれているなか、中・高校生等の協力隊訓練所への訪問者（体験入隊、ワークショップ等）が増加している。

このプログラムは、協力隊事業の活動内容の紹介を通して、日本と世界の繋がりに気づき、協力隊や途上国に対する理解を深め、開発援助や異文化理解に対する理解を促し、加えて、将来の協力隊員や国際協力等の分野で活躍する人材育成に資することを目的に実施されている。平成10年度には、三訓練所合計で約6,700名の訪問者があり、教育機関等への講師派遣は約100回、対象人数は約15,800人に上っている。

2 募集活動

啓発活動の冒頭で記した通り、「要請に見合った技術・技能を持った人材を募る」という募集の基本は協力隊発足当初から変わらないが、知名度も募集広報予算も不十分な初期には、協力隊を知

Topics

協力隊全国キャラバン隊

全国キャラバン隊構想は協力隊事業創設時、アジア・アフリカ地域に派遣された隊員たちの現場を取材した記録映画「若い力」の上映、スチール写真によるパネル展、講演会を組みあわせて、全国各地を協力隊事業啓発のためにキャラバンしようというもの。

協力隊事務局が主催、日本青年会議所（JC）が主管し1968年7月にスタートした。

「開道百年」の北海道で、JCの北海道地区会員大会が網走の市民会館で開催され、協力隊の写真パネル展が同会館のロビーを飾ったのが、北海道キャラバンのはじまりだった。その後、斜里、釧路、帯広、北見、名寄、士別、旭川、小樽、苫小牧、函館の各都市で8月31日まで2カ月間にわたり北海道協力隊キャラバンが実施された。この成果は各都道府県のJCメンバーに強い刺激を与え、協力隊キャラバンは、全国各地のJCにより開催されることとなった。

ってもらふことが先決で募集活動と広報業務が表裏一体であったことはすでに述べた。

当時は、常時募集を受け付け、登録しておく方式がとられ、応募者からの文書、電話による問い合わせ、来訪者には即応募相談としての対応であった。また、関係機関を利用しての口コミ、文書依頼が主たる募集の手段であった。さらに、養蚕、竹工芸、陶磁器などの全国どこにでも技術者がいるわけでない職種では、職員が地方に直接でかけ、適格者を探し出してくるといった「一本釣り」のようなことも行われていた。

(1) 募集システムの整備

1972年(昭和47年)当時、協力隊の知名度はまだ低く、協力隊参加を志望する青年を取り巻く環境は大変厳しかった。誰もが参加しやすい協力隊を目指し、広く社会の理解を得ることが必要であった。そこで、それまでの事業の総点検を行い、募集・選考・訓練の改革、現職参加、シニア隊員制度の整備からなる「新業務方式」〔1973年(昭和48年)〕の実施に踏み切った。

また、協力隊は「公募」という特性から、事業の展開は欠かせない。そのため、1968年(昭和42年)には都道府県へ事業担当窓口の開設を依頼し、自治省の協力や職員による事業説明など、多くの努力が実り、二年後には沖縄を含むすべて

の都道府県に主管部課が設置された。当初は、県広報誌への募集記事掲載や講演会などからスタートし、次第に地域募集、地域選考、身分措置に関する支援などが実施されるようになり、事業が地域に浸透していった。

(2) 職種別募集の強化

1982年(昭和57年)度より過去の要請の動向と応募状況の分析をもとに、募集困難な職種の充足率を高め、現職参加の促進を図るために、経済団体、労働団体、業種別団体、教育団体、青少年団体などに対する働きかけを鋭意進めた。

現在も、農林水産分野からスポーツ分野にわたる19職種を「重点職種」として特定し、東京及び地方の関連団体等への働きかけを実施している。

また、1992年(平成4年)度からは応募者の少ない職種の人材確保と社会人の現職参加促進の両方の目的として「組織募集制度」も導入した。

(3) 全国レベルでの募集活動の確立

都道府県・OB会・育てる会・国内機関等の支援体制が出来たこと、量的にも要請数が増加し、予算措置の整備に伴い、春・秋年二回の定期募集、全国各地での募集説明会及び大学等における特別募集説明会の回数増、新聞・交通・雑誌広告の掲

Topics

JOCV NEWS

はじめての募集説明会

協力隊事務局がはじめて募集説明会を開催したのは、1971年3月である。開催場所は広尾の事務局講堂で募集期間中2回実施され、約500名の若者たちが参加。

なかには、九州の福岡県から参加したものもあり、協力隊事業全般についての説明、映画上映のあと国別要請内容に関するうっこんだ質疑応答が続き、会場は熱気につつまれた。

東京での募集説明会が参加者から好評を得たこともあり、昭和47年度第1次募集期にはじめて地方で説明会が実施された。

1972年2月、大分県(大分町村会館)、宮崎県(自治会館)、愛媛県(愛媛新聞社ホール)、広島県(勤労青少年ホール)

の4ヵ所で4回開催され、東京開催を併せると705名の参加者があった。

参加者の年齢は21才~25才が圧倒的に多く、希望業種は自動車整備をトップに土木、教育関係とつづいている。

説明会についての感想として、主なものは次のとおり。

- 自分の技術に不安を感じた。
- 派遣業種があまりにも少ない。
- 手当170ドルは少ない。
- 帰国後の就職が心配。

若者たちにとって協力隊参加への不安要因は、現在も28年前もあまり変わらないようだ。

載など、現在に続く募集活動が確立した。

また、各地のOB会主催による、手作りの応募希望者相談会が活発に行われるようになってきている。

さらに、近年のインターネットの普及に伴い1996年（平成8年）度からJICAホームページに協力隊事業の概要及び募集情報を掲載した結果、広報媒体中でもインターネットは高い効果を示している。平成11年度秋募集からは、（株）ローソンの支援により、全国7,800カ所のコンビニエンスストアに募集ポスターが掲載され同様に高い効果を示している。

（4）募集期間の変更

上述した、昭和48年の新業務方式による事業サイクルを見直す一環として、平成12年度春募集から募集期間を従来の春募集4月15日～5月31日を4月10日～5月20日に、秋募集10月15日～11月30日を10月15日～11月20日にそれぞれ変更したが、各地のOB・OG、国内関係機関の支援・協力により、募集説明会参加者数は変更前とほぼ同様の結果で、影響は少なかった。

3 選考

隊員の選考は、全国的な一般公募による応募者を対象に、隊員としての適性（健康、人物、英語、技術・技能）を総合的に判定することを目的としている。

（1）初期の選考方法

最初の選考試験は1965年（昭和40年）9月に実施され、436名の応募者の中から34名が選ばれた。当時の選考は一次で書類選考、二次で筆記試験（一般常識・技術・語学）、面接試験、身体検査が行われ、常任委員（教育機関、マスコミ等の各界代表）および専門委員（各関係省庁の技官、各業界の専門家）で構成される「海外協力隊員選考委員会」により実施していた。

当初、沖縄青年の協力隊参加への道は閉ざされていたが、琉球政府等関係機関への働きかけの結果、沖縄が返還される前の1968年（昭和43年）に沖縄での応募も開始され、第1回は同年4月に事務局から職員が出張し沖縄県で実施された。

（2）選考システムの改革

当初、願書は二年登録制度で、参加希望者はいつでも願書提出が可能であった。しかし、二年間の登録制度は、登録者の意志・職業・住居等の変動や受験率の低さ等の問題から、昭和50年秋募集より廃止され、毎募集期の出願システムとなって現在に至っている。

また、昭和48年度から全都道府県一斉に筆記試験（論文・英語・技術）を行い、一次試験合格者のみ東京で二次試験（人物・技術面接、健康診断）を行うという選考試験がスタートした。地方選考のねらいは、選考の合理化とともに協力隊事業の広範な国民的支援体制を各地方レベルで確立することにあった。この筆記試験によって応募者の技術レベル・語学力・ものの考え方の傾向がある程度把握され、相手国の求める人材（人物・年齢・学歴・実務経験年数・資格免許）を考慮した、より適正な選考が行われるようになった。

選考の際に一定の基準に達し得なかった者に対

Topics

はじめての地方選考

昭和48年度1次隊の第1次選考試験が、はじめて全国47都道府県で実施された。これまで第1次選考試験は協力隊事務局において書類選考方式で行われていたが、1973年7月、筆記試験方式に改め全国都道府県で実施。

試験科目は技術・語学（英語）、論文の三科目でこれにより技術レベル、語学力、性格の傾向がある程度把握され、第2次選考時の面接試験のデータとして活用することが可能となった。因みに、この隊員より派遣前訓練は4か月間になり、うち2か月は語学集中訓練とするほか、現地到着後、1か月間の現地語学訓練を実施することとなった。

して事後の指導をすることで、志願者の質的向上を図ると同時に、志願者全体の水準を把握して将来の派遣計画の見通しもたえられるようになった。そして、選考システムを補強する措置として、有資格制度（将来派遣要請が見込まれる職種の優れた人材を一年間合格者扱いとする）や各分野の専門家で構成される技術顧問（技術指導委員）制度（選考技法の開発、隊員報告書のチェックと派遣中隊員の技術的問題の対応など）なども設けられた。更に、隊員の募集・選考・訓練の実施の基軸となる「協力隊派遣受け入れ調査表」（現青年海外協力隊派遣受入希望調査表）を改訂するとともに、在外の調整員が要請背景調査を行う際に、専門的知識がなくともそれぞれの職種における調査のポイントをはずすことなく、最低必要な情報を収集するための一助となるよう、1987年（昭和62年）に「青年海外協力隊要請背景調査ハンドブック」（平成11年3月、職種の追加、全面的な改訂）を作成し、事前調査の徹底を図った。

（3）最近の動向

協力隊員に対する内外の期待が年々増加するなかで、隊員派遣要請が質量ともに拡大している。しかし、要請と応募の需給関係のバランスにより、要請の約半数が適格者を確保できないこと、要請に応じてタイムリーに派遣できないことへの対策として、次のように実施している。

① 技術補完研修の拡充

開発途上国のニーズと日本の社会構造の変化及び青年の就業人口の減少による供給との乖離が拡大した背景から、相手国からの要請により的確に応えることができるよう、協力活動分野において必要とされる実践的技術・技能等の向上を図るため、1982年（昭和57年）度より実施している「技術補完研修制度」の拡充を農林水

産・保健衛生・教育文化部門を中心に図っている。

- ② 平成4年度秋募集より一般公募に加えて現職参加促進を図る意味からも、組織募集を導入している。
 - ③ 募集をより効果的なものにするため「英語」または「技術」のどちらか一つが合格ラインに達しない者を対象に、一定の自己研修を経て再受験できる登録制度を導入している。
 - ④ 二次選考受験者に対し「健康診断書」を提出させ、二次選考時に「健康診断」を行ってきたが、健康による不合格の増加に伴い健康診断結果によるフィキシングの再調整が余儀なくされ、これによる選考作業の効率が下がるため、この改善が求められていた。このため、従来行ってきた二次選考時の健康診断書提出を一次選考時に提出させることによって、一次選考の段階で約13%にあたる健康による不合格者を二次選考に呼ばなくてすむなど、選考効率が改善されることなどの理由から平成9年度春募集より変更した。
 - ⑤ 登録制度については、技術補完制度、英語条件付合格によって確保されるようになってきていることから、登録者が減少している。協力隊への参加希望を有する有為な人材をこれまで以上に活用し、隊員派遣数の増加に結びつけるために現行制度の更なる充実が望まれていた。また、平成10年度から一般短期派遣（一年派遣）制度が開始されたことから、従来の有資格・登録制度を改変し、この一年派遣にも対応できる新たな登録制度を平成10年度秋募集から導入した。
- このように、開発途上国のニーズにあった人材をいかに確保し要請とマッチさせていくか、時代とともに、その選考方法は変化してきた。

5

国際協力事業団の発足と同団法の制定

青年海外協力隊の目的は、開発途上地域の経済及び社会の発展に協力することにある。それが、今日では、「国際協力事業団法」にはっきりうたわれているが、このように明文化されたのは、協力隊が発足して十年目の1974年であった。明文化に伴って、協力隊の基本理念と在り方が定まり、それに基づいて、隊員の「海外協力活動合意書」ができて現在に至っている。いずれも、発足以来の隊員の努力と活動の成果であり、関係者・支援者の尽力の結果でもある。

1 協力隊の法文化

青年海外協力隊は、設立に至る経緯から、外務省が管轄する「海外技術協力事業団 (OTCA)」に国が委託して行う政府事業としてスタートした。

発足の年・1965年 (昭和40年) 5月に、主管の外務省が関係省庁と協議して決定した「日本青年海外協力隊要綱」が、同省経済協力局長から同事業団理事長あての「通達」で示され、それが、協力隊事業の公的な拠り所であった。「通達」による「要綱」は「法律」ではないから、政府事業でありながら、協力隊の法的根拠を問われても答えようがなかった。

このため、同事業団法に協力隊条項を盛り込む改正論や法制化の動きが種々あったが、法律改正には相応の手順、緊急度が必要であり、容易なことではない。同事業団法中の技術協力のための「人員」(即専門家)派遣の条文に読み込まれているという解釈もあり、一種の気休めであった。つまり当時は、実質的にOTCAの事業であり、協力隊事務局が事業実施を担当する同事業団の一組織であったものの、法律上の文言はなく、OTCAの本来業務というには、何となく歯切れがよくなかった。

1973年 (昭和48年) 末から1974年 (同49年) にかけて、経済協力の政府機関を一元化すべしという構想が政府首脳から起きたことは、協力隊事業の法文化への好機になった。同年8月に「国際協力事業団法」が成立し、OTCA時代の技術協力事業を受け継ぐ「第1号業務」の技術協力とは別に、協力隊事業が「第2号業務」として、新事業団法に明記された。その条文と意義については、次項で詳述するが、協力隊の歴史の中で画期的なことであった。国際協力事業団の設立により、発足十年目にして「晴れて日の目を見た」わけで、発足以来の協力隊員諸君の努力と活動の成果、関係者各位の尽力の結果でもあったといえるであろう。

2 協力隊の基本理念

(1) 「協力隊要綱」時代の「目的」論

発足当時の前記「協力隊要綱」には、協力隊の「目的及び性格」が次のように示されていた。

「開発途上にある諸国の要請にもとづき、技術を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働をともにしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。

協力隊事業は、相手国政府との間の合意にもとづいて実施される新しい国家的計画である。」

この前段には、「目的」と考えられることが併記されている。

- ①相手国の社会・経済の開発発展に協力し、
 - ②(これら諸国との)親善と相互理解を深め、
 - ③青年の国際的視野の涵養に資する、と。
- 端的にいえば、開発協力と国際親善と青年育成と、

である。何が主目的か、見方、考え方によって問題になり得る。さらにいえば「海外技術協力事業団」が実施することにも関連し、協力隊は、技術協力が青年育成かが問われ、その“両輪”ともいわれた。後段の「性格」の記述も議論を生んだ。協力隊は国際ボランティアの事業といわれるが主体はだれか。国が主体か、参加する隊員が主体なのではないか、等々。

(2) 法文化の過程と条文

国際協力事業団法の制定に際しては、これまでの隊員活動の経験と成果を汲み上げ、協力隊にふさわしい明快・明確な法文化が期待された。法案の作成過程で、基本理念が改めて論議され、事業の在り方、参加する青年と国との関係等についても、種々の議論が交わされた。

立法に当たって政府与党内で決議された基本理念には、協力隊事業を、「職場活動と日常生活をともにすることによって開発途上国一般民衆の心情を理解し、相互信頼の上に立って民衆の生活向上に貢献しようとする青年に対し、国が、その目的達成の機会を与え、その活動を支援することを本旨とし、地方公共団体、青年団体、各種職能団体等の協力を得た国民的事業として性格づけること」と記された。

その結果、協力隊事業についてまとめられた事業団法第21条「業務の範囲」の第1項第2号（ここから「第2号業務」といわれている）の全文は、次の通りである。

開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下、この号において「海外協力活動」という）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他国際約束に基づき、イの選考及び訓

練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

(3) 条文の趣旨と基本理念

条文には、まず「青年の海外協力活動」がその目的とともに記されている。その上で、そのような活動を国・事業団が促進し助長するために業務を実施する、という書き方になっている。同じ第21条の、協力隊以外の業務の書き方が、国・事業団を主語にして始まり、これこれの業務を行う、という順序で記されているのとは趣を異にしている。「促進し、及び助長する」とは、広く“支援する”と解される。青年の活動が“主体”であり、その促進・助長が国・事業団の役割であり、国・事業団は“支援者”の立場、と読むことができる。

また、協力隊は、「青年の海外協力活動」を事業内容としている。「活動」の目的は、途上地域の経済・社会の発展への協力、である。かつての「要綱」にうたわれた国際親善、青年育成は、いずれも協力隊事業にとって重要な要素にはかからないが、事業の目的ではない。それらは、国際協力・開発協力を目的とする海外協力活動を進めてゆく過程で、あるいはその結果として得られる貴重な成果、と考えられている。

3 海外協力活動に関する「合意書」

協力隊員は、派遣国に赴任するに先立って、一人一人が署名押印する「青年海外協力隊隊員の海外協力活動に関する合意書」を、事業団（JICA）総裁との間で交わすことになっている。活動期間中の隊員と事業団との間の約束事を確認する文書である。この「合意書」は、前述の協力隊の法文化が実現し、事業団法に明記された協力隊の目的・在り方を基本に据えて策定された。

協力隊発足時から法文化に至るまでの十年間

は、協力隊員が赴任するに当たって当時のOTCA理事長との間に交わされたのは「派遣に関する契約書」であった。通称「派遣契約書」は、その性格が役務提供の契約であり、ボランティア活動に役務契約は違和感があり、「契約」という言葉自体、ボランティアである青年にはなじみにくい。内容も一種の「べからず集」で、「してはならない」「しなければならない」が条文の多くを占めていた。

国際協力事業団の設立が転機となり、それまでの「契約書」に代わり、「海外協力活動の合意書」が作られた。その前文には、協力隊事業の基本理念が記されている。隊員が海外協力活動の主体であって、国は、それを「促進し、及び助長するた

めの業務を行うとともに、国民各層の隊員に対する支援活動を促進する」と明記している。その上で、事業団が、二国間の「国際約束に基づき、上記の国の支援及び国民の支援の促進を具体的に実施する責任を持つ」として、隊員と事業団との関係を明らかにしている。

内容は、「べからず」が一掃されたのももかく、事業団が隊員のために行う業務を列記し、次に隊員の活動ルールが示され、おおむね時系列に従って活動期間中に起きる事柄について対処法が述べられている。協力隊の在り方から派遣中のシステムについて、満遍なく記述されているので、単に赴任時の確認・署名にとどまらず、派遣前訓練時の解説等にも活用できるようになっている。

Topics

JOCV NEWS

事務局の組織変更

国際協力事業団の「共通管理機構の一本化」に関し、1979年4月1日から、協力隊事務局の組織改正が行われることになった。改正の要点は次のとおり。

- (1) 事業団の総務部と同一の名称になっている協力隊事務局の総務課、広報課の課名を、所掌事務の一部改変・移動も含めて、それぞれ管理課、啓発課に改める。
- (2) 情報管理課を廃止し、隊員の身上、身分措置、進路相談等を所掌する指導相談課を新設する。
- (3) 地域課を派遣課に改称、また駒ヶ根訓練所の開設にともなう2訓練所の名称を改め、合わせてそれぞれ一部所掌事務の移動をする。

このため事業団の組織規程が一部改正されるが、協力隊事務局が所管し実施する諸業務、特に派遣中の隊員、帰国隊員との関係に実質的な変更はない。

以上の名称の変更だけを図示すると別図のようになる。

さらに、在外職員や派遣中の隊員、帰国隊員および協力隊の諸支援者・団体に関わる改正の内容と特記事項を並べると次のとおり。

- ①従来も、在外の連絡事務所に関することは総務課が所掌しているが、(新)管理課の事務に「協力隊員に関わる連絡事務所に関すること」を明記する。在外の物品管理は管理課の担当である。
- ②「協力隊業務に関する協力団体の活動助成」は国内課が所掌しているが、今後は、(新)啓発課の担務となる。ただし、「協力隊業務に関し、地方公共団体、民間機関その他の団体等との連携に関すること」は、国内課の事務に変わりはなく、国内の支援者・諸団体との連携は、二つの課が、それぞれの機能にもとづいて実行していくことになる。
- ③従来は経理課の所掌である、隊員の諸手当および福利厚生は、(新)派遣課の所掌に変わる。また派遣課の所掌に「協力隊業務に関する国際機関との連携」が明記される。

④新設の指導相談課は、規程には一

- (1) 協力隊員の身分措置に関すること(従来は国内課が所掌)、
- (2) 協力隊員の災害補償および共済金給付に関すること、
- (3) 帰国協力隊員の国内復帰および進路相談に関すること(従来は就職担当参事や国内課、地域課等に分かれていた)、
- (4) 協力隊員の身上に関すること、

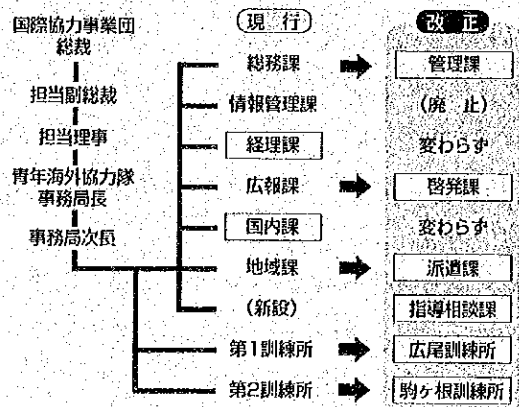
を所掌することになっており、隊員の身上に係る事柄を集中所掌することになる。

⑤廃止される情報管理課の担務のうち、派遣に係る統計、資料は派遣課に、一般業務資料は管理課を含む関係各課に移される。また、隊員報告書の保管に係る業務は、報告書を含む「資料の収集および分析に関すること」と発展して、新たに広尾訓練所の所掌となる。

(JOCV NEWS 1979年No.4より)

協力隊事務局の課・所名の改称

印は4月1日以降



1 派遣規模拡大への態勢固め： 1970年代の“システム整備”

協力隊発足以来、隊員の派遣数は、初年度の40名から年々増加をたどり、5年目の昭和44年度(1969-70年)に、新規派遣隊員数が200名を超えた。その後は増加の勢いが一服して、年度の派遣数は200名台がしばらく続き、したがって1970年代半ば過ぎまで、派遣中の隊員数は常時500名規模で推移した。

これには、国内における協力隊の派遣システム整備が大きい要因としてあげられる。

派遣システムと事業サイクル、つまり募集、選考、訓練、派遣の方式と流れは、国内における応募者の動向をはじめ、国内の支援態勢や途上国側の受入要請の推移等を考慮して、社会状況に適った最良の仕組みにすることが望まれる。発足以来十年になろうとする1970年代半ばは、国際協力事業団の設立(1974年8月)と協力隊事業の法文化が実現した時期であった。「派遣事業サイクルの整備」の章に記されている通り、それまでの、募集における登録制度、東京の協力隊事務局での選考方法等を抜本的に見直し、新時代に適合したシステム改革が検討された。

その結果、募集が春、秋の年2回となり、「春募集」「秋募集」の呼称ができた。選考は、募集期に合わせ年2回、各都道府県で第1次(筆記)を、東京で第2次(個人・技術の面接)を実施する方式に改まった。訓練と派遣も年4回のサイクルになった。

募集活動、特に募集説明会・応募相談や、さらに第1次選考を、都道府県中心に展開するのであるから、府県との連携を一層強める契機になった。府県庁にとどまらず、府県内の市町村はもちろん、

産業界や各種団体、協力隊のOB会、育てる会等との相互連携・協力を軌道に乗せることが緊要の課題であった。

システム改革が功を奏し、国内の支援態勢が整備されるに伴って、徐々に応募者は増え、派遣回数も要請も増えた。新規隊員派遣数は1980年(昭和55年度)に400名を超え、1983年(同58年度)には500名に達して、派遣中の隊員数が常時1000名を上回ることになった。

2 3年倍增の計画表明： 400名から800名派遣へ

(1)「協力隊事業は発展させねばならぬ」

協力隊事業は、ODAの中で、金額では微々たるものではあるが、日本の青年が途上地域住民と一体となって活動する草の根レベルの協力として異彩を放ち、受入を要請する途上諸国は年々増加の一途。派遣協定締結国は1970年(昭和45年)の13カ国から十年後の1980年(同55年)には30カ国、派遣中の国も25カ国に倍增していた。「協力隊事業は発展させねばならぬ」との呼び声が内外に高まりつつあった。

2000年の今日でこそ日本はODA大国で、9年連続トップドナーの座にあるが、1970年代から80年代初頭にかけて、欧米先進諸国からみれば、経済大国になったにもかかわらず、国際社会でその責任を果たしていない、自由貿易を推進する努力に欠ける、途上諸国への援助も不十分であるとして、批判や不評を受けていた。それに対して日本政府は、ODAの計画的拡充を国際的にコミットし、1978(昭和52年)の第1次中期目標=3年倍增計画を達成、1981年(同56年)の第2次中期目標=5年倍增計画も達成の途上にあった。

(2) JICA 総裁の提唱

国内のシステム整備と基盤固めは、次なる飛躍・発展を目指すためでもある。募集・選考の体制が整い、海外の評価と国内の評判が高まるにつれて、大幅な数量の拡大が期待できる。1982年(同57年)に当時の有田圭輔総裁が提唱して、昭和58年度からの3年倍増計画が動き出したのは、その条件が揃い始めた時期であった。

有田総裁が1983年(昭和58年)3月に、マスコミ関係者の協力と参加を得て日本記者クラブで開かれた会合の挨拶で述べた倍増計画の内容の要点は、次の通りであった。

- ①現在400名程度の隊員を一年に送り出しているが、60年までに800名のラインにまでもってゆきたい。隊員の任期が2年だから、常時、1600～1700名の隊員が活動することになり、米国の平和部隊の約半分程度の数になる。
- ②隊員の訓練施設は、58年度の派遣計画である年間500名までは現在の広尾、駒ヶ根両訓練所で収容可能であるが、59年度の派遣予定数になると不可能となる。そこで59年度予算では、第三訓練所の設置に踏み出す。
- ③協力隊は青少年のボランティア活動に精神的基礎があるが、技術協力の面からみても重要な事業である。途上国からは実社会で数年の経験のある人の要望が高いので、できれば希望者が現職参加できるのが理想である。4割程度が現職でゆける体制にもってゆきたい。

3 倍増計画の達成とその後の課題

(1) 訓練方式の変更

倍増計画の推進は、総裁の前記発言にもある通り、派遣前訓練の拡大を必要とする。58年度は計画通りの500名派遣であったが、続く59年度は、計画推進最重要年と位置づけられ、派遣規模拡大と合わせて、広尾訓練所・事務局施設の改築が予算化された。この年度の一般会計予算規模は、国の厳しい財政事情を反映して前年度比0.5%増

という29年ぶりの低い伸び率だったが、協力隊の予算は15%もアップした。それまでの事務局ビルは1984年9月に始まった改築工事によって取り壊され、工事期間中、事務局は原宿に仮移転し、訓練は59年度2次隊から、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた。

訓練自体が、59年度から、それまでの「広尾に入所して導入訓練・駒ヶ根に移動して各論・語学」という方式を改め、倍増計画に即して、両訓練所とも「自己完結・同時並行訓練」として実施されることになった。訓練の基本は従来通り、導入期のクラブ活動、体育、野外訓練等を短縮し、3.5ヵ月・年4回から、3ヵ月・年3回に変わった。

(2) 倍増達成の経過

3年倍増は、計画通り進行し達成された。倍増期に先立つ3年と倍増期の3年について要請数(各年の春・秋募集期の計・延べ数)、応募者数、受験者数、合格者数+有資格者数(同左の春・秋合計数)、派遣者数(各年度の新規派遣隊員数)の推移を記すと表のようになる。

3年倍増の達成は、協力隊が「大量派遣時代」に入ったことを意味する。800名派遣実現の後も要請数の漸増、それに応じる応募者数の漸増により、1990年(平成2年)に新規派遣数が911名に、1993年(平成5年)には同1,005名になり、派遣中隊員数は2000名を超えるに至った。

(3) 「質の確保」の取り組み

倍増期には、派遣規模拡大に際しての「質の確保」が問われたが、それはどう対処されたろうか。

まず、前述のシステム改革の時代に、将来の拡大発展を念頭において適格応募者の確保に努め、国内の基盤整備と連動させながら募集・選考をきめ細かく進めてきたことが「質の確保」に結実したといえるであろう。当時の募集広報のキャッチ

表 隊員派遣数3年倍増計画の推移（1980年～1985年）

	要 請 数	応 募 者 数	受 験 者 数	合 格 者 十 有 九 格 者 数	派 遣 者 数
1980 (S-55)	842	3320	1912	419 + 141	404
1981 (S-56)	924	3040	1806	450 + 60	430
1982 (S-57)	898	4236	2342	508 + 14	431
1983 (S-58)	1075	5635	2956	615 + 42	500
1984 (S-59)	1663	6786	3638	935 + 18	651
1985 (S-60)	1671	7011	3850	834 + 7	804

フレーズは、パンフレットのタイトルにもなった「一つの厳しい選択」であった。協力隊への応募と参加が、安易なものではなく、解決が困難な南北問題へのチャレンジであることを、応募者層に植え付けてきた。

倍増計画の開始に当たり、協力隊事務局は、隊員数だけでなく質的に優秀な人材を送り出さなければならないと、募集・選考にさまざまな方策を

立てた。「クロスロード」誌の拡販と広報活動の強化、特に帰国隊員の報告会・体験談等は、協力隊活動の現実と真価を応募者・関係者に知ってもらうために重要であり、また、隊員選考基準に人物を最重要視する傾向を強調し実行した。

派遣前訓練も、前述のように広尾（代々木）、駒ヶ根での一貫方式・自己完結型によって、「質の確保」に万全を期した。

Topics

シニア隊員の誕生

8月末（2000年）現在で、37名のシニア隊員が25カ国で活動中である。最初のシニア隊員はラオスへ派遣された気賀沢さん（ラオスOB、ラジオ通信）で1973年8月15日、昭和48年度第1次隊後期組の隊員たちと一緒に羽田空港を出発している。

シニア隊員制度がシニアグループ制度として、はじめて予算化されたのは1973年4月であり、事業目的は「隊員OBの希望者から将来にわたって技術協力の道を歩もうとする秀れた人材を選出し、妻子を伴って再び海外に赴けるようにする」ことであった。

この制度を生み出した発想源は、協力隊運営諮問委員会である。1971年10月、第6回同委員会の席上、寺岡OTCA専務理事（当時）から「上級技術協力隊員制度」という新構想が打ち出された。ネライは隊員レベルと専門家レベルの中間にあり、両者のギャップを埋める技術協力要員として養成派遣すること。

現在のシニア隊員の派遣目的は、一般シニア隊員と短期緊急派遣隊員に区分され、前者は「チーム派遣のリーダー」としての役割、後者は「新規派遣国での要請背景調査や協力隊事業の紹介」をする等の役割をそれぞれ期待されている。

7 事務所支援体制の拡充

1 海外事務所の統合

青年海外協力隊は、1965年（昭和40年）にJICAの前身である「海外技術協力事業団（英文略称OTCA）」に外務省が委託して実施する事業として発足した。その発足に至る経緯から、協力隊事務局は、事業団の一部局ではあるが、いわば外局的な存在として事業運営に当たることになった。協力隊の事業予算の中には、同事務局の人的費まで包含されていたし、事務局職員の採用や研修も、事業団本部の関係部課と連携をしながらも、他部局とは別に独自に行っていた。

協力隊の海外駐在員は、OTCAの海外事務所とは別に設けられていた。そのオフィスも、派遣国によって多少の差はあれ、OTCA事務所と別に構えていた。それは、組織・予算上のことはともかく、協力隊駐在員・調整員の主要機能が、隊員の現地活動支援にあったことにもよる。協力隊の活動は、隊員が“主役”であるから、その活動現場近くに支援スタッフが構えている方が好都合である。都心部の近代的なビルの一室よりも、例えば、地方展開に便利なバス発着所に近い町外れの一角にある民家など、気軽に出入りできるオフィスが望ましい、という考え方に立っていた。

1974年（昭和49年）にJICAが設立され、協力隊事業は、JICAの主要業務の一つとなった。協力隊事務局は、外局的な存在からJICA本部の一事業部に位置づけられた。事業団として組織の統一が必要であり、行政改革の一環からも、また経営合理化の視点からも、海外事務所の統合が求められた。組織・機構の改革、関連規程の全面改正、予算の統合などにより、1978～79年（昭和53～54年）に事務所の一本化が実現した。

その結果、発足時から十年余にわたった協力隊

固有の海外駐在員（注参照）という名称はなくなり、その機能はJICA事務所に編入された。JICA発足から一本化・統合の実現まで数年を要したのは、上述した組織・予算面の調整、駐在員・調整員の隊員支援機能の堅持、新統合事務所の選定などに、最大限の配慮と相当の検討期間を費やしたからであった。

〔注〕現在通称される「海外駐在員」は、当時の固有名称とは異なり、JICA職員が休職措置によりJICAの海外事務所が設置されていない国に派遣される調整員に対する呼称であり、その場合、他の調整員と区別し、海外駐在員事務所長と称される。

2 CC・MC制度の新設

協力隊の在外スタッフであった海外駐在員と調整員は、初期の一時期を除いてすべて、OTCA時代はOTCAの、JICA設立後はJICAの、いずれも職員が派遣されてきた。駐在員は、職員の身分を有したまま、また、調整員は、休職という形で派遣されていた。しかし、協力隊事業が進展するに伴い、在外スタッフの数は年々増える一方。駐在員は、必要とする国ごとに予算上定員が認められていたが、調整員は、職員の定員としてではなく、事業費の中で認められたものである。派遣国が増え隊員数が増え活動地域が広がるにつれて、調整員の数は飛躍的に増加する方向にあり、調整員が増えれば、休職者が増えることになる。職員の定員数はなかなか増えないのに、休職者だけがぐんぐん伸びれば、定員数と実人員数との乖離が増大していく。この問題を解消するには、調整員業務をJICA職員以外に求めざるを得ない状況になってきた。

一方、その動きとは別に、かねがね、協力隊員の実体験者を海外協力の分野で広く活用していく方策の一つとして、在外スタッフとしての活動が

検討されてきた。協力隊事業と現地活動を熟知している協力隊員OB・OGの積極的な事業参加と、重ねての海外経験をさらに将来に生かす方途としての活用は、事業自体にとっても、参加するOB・OGにとっても有益・有効であるはずである。

そこで、隊員OB・OGに調整員を委嘱することとなり、1981～82年（昭和56～57年）にいわゆるCC（コントラクト・コーディネーター）が制度化された。今日、調整員数は、全派遣国総数が百数十名に上っており、その主力はCCが占める。現在は隊員経験者にとどまらず、海外でのNGO活動を経験したり、海外で在学・在勤して現地事情および現地語に通じている希望者にもCCの門戸を開いており、現に相当数がCCとして活動している。

また、派遣隊員数が増えるに従って、隊員の健康管理上の問題も多発するようになってきた。協力隊は、OTCA時代から、事務局が顧問医を委嘱して、隊員の健康管理のシステム化や傷病対策を立ててきたが、JICA設立後も、医療対策を隊員活動支援の重要な業務として一層の拡充をはかり、1982年（昭和57年）に、在外スタッフの一員として、隊員の健康管理面をサポートする、いわゆるMC（メディカル・コーディネーター／医療調整員）を制度化した。MCは、協力隊の看護婦・保健婦など保健医療分野の隊員の活動経験があるOGを委嘱するもので、本部の中の診療室との連絡プレーや、現地における健康診断、予防接種、現地顧問医との連絡など、重要な機能をもっている。

3 海外事務所への権限委譲

協力隊は、発足当初から、職員は、本部勤務であれ在外スタッフであれ「隊員の心」を心として業務の遂行に当たるよう努めてきた。現地活動にいそむ隊員が、スムーズに活動できるようにするには、現地での速やかな対応が必要であり、可能な限り、在外スタッフである海外駐在員に、相応の権限を委譲する方針がとられてきている。

1983年（昭和58年）から、隊員派遣の3年間倍増計画が実施に移されるのに伴い、大量派遣時代を迎えることとなり、一層の迅速かつ効率的な事業運営が必要不可欠となるに至った。そこで、それを契機に思い切った権限委譲を行うことが決められ、隊員の意に反する任期短縮、および緊急時の対処を除いては、隊員の任期の延長・短縮、支援経費の支出、任国外旅行など隊員の現地活動に関するほとんどの権限を、海外駐在員に委譲することになった。

その際に新たに権限委譲となった事項を略記すると次の通りであった。

- (1) 任国政府の要請に基づく1年以内の任期延長。ただし、所属先がある隊員は原則として不許可。
- (2) 隊員の一身上の都合による任期短縮、並びに傷病による任期短縮。
- (3) 隊員支援経費の年間枠内での現地購入、または本邦からの購送依頼。
- (4) 隊員の業務上の外国出張で、任国政府が旅費を負担するもの。

なお、通常の任国外旅行や帰路変更などの承認は、それ以前からすでに権限委譲されている。